

広島自転車読本

# Bicycling HIROSHIMA

中学生・高校生のための自転車ルールブック

知っていますか？  
自転車の正しい  
交通ルール



 広島市

＼ 知っていますか？ /

## ルール編

# 自転車のルール

Q1.

自転車で通学する時の通行方法について、正しいものは？

- a. 遅刻しそうだったので、最短距離で登校するため、車道の右側(自動車と逆走)を通行した。
- b. 歩道を通行中、歩行者が道を塞いでいたので、ベルを鳴らし道を空けてもらった。
- c. 街路灯が私をスポットライトのように照らしていたので、夜間でもライトを点灯しなかった。
- d. 通い慣れた通学路だが、事故はいつ起こるか分からないので、ヘルメットを着用して登校した。

Q2.

「普通自転車の歩道通行可」の標識で正しいのは？



a.



b.



c.



d.

Q3.

次のうち、正しいものは？

- a. 好きなアーティストの新曲をイヤフォンで聴きながら運転した。
- b. 雨が降って濡れると前髪がきまらなくなるので、傘を差しながら運転した。
- c. 歩行者が少なかったので、本通り商店街を午前10時に自転車で通行した。
- d. 危険行為を繰り返すと、「自転車運転者講習」を受けなければならない。

Q4.

自転車の交差点の通行方法について、正しいものは？

- a. 車道を走行中、横断歩道を渡ろうとしている歩行者を見つけたので、横断歩道の手前で一時停止した。
- b. 自転車は車両の仲間なので、自動車の後ろについて、交差点内を小回りで右折した。
- c. 自転車横断帯がない横断歩道で、横断中の歩行者が混み合っていたが、歩行者の間をすり抜けながら走行した。
- d. 車道を走行中、スクランブル交差点において、対面の信号が赤だったが、歩行者用信号機が青だったので横断した。

# Q1.

正解=d

## 解説

自転車に乗るときは、**自転車安全利用五則**（裏表紙参照）を必ず守りましょう。



自転車は道路交通法上、車と同じ車両であり、車と同じように**原則車道の左側を通行**しなければなりません。「普通自転車の歩道通行可」の標識がある場合や、車道又は交通の状況から、安全を確保するためにやむを得ない場合などは歩道を通ることができますが、**歩道は歩行者のための場所**ですので、**歩行者優先が大原則**です。また、自転車に乗る際には**ヘルメットを着用し、夜間は必ずライトの点灯が必要です**。ルールを守って安全に運転しましょう。

※徐行とはただちに停止することができる速度で、自転車の場合、おおむね時速6~8km(歩くのよりほんの少し遅いくらい)といわれています。

# Q2.

正解=b



## 解説

通行可の標識や標示がある場合は**歩道を通ることができます**。

〈標識の名称〉

- a. 自転車横断帯
- b. 自転車及び歩行者専用
- c. 自転車通行止め
- d. 歩行者専用

通行可の標識や標示がある場合や車道通行が危険な場合は自転車も歩道を通ることができます。ただし、**歩道を通りできる場合も、歩道は歩行者優先**であり、自転車は歩道の中央から車道寄りを徐行する必要があります。また歩行者の通行を妨げないよう、**自転車が一時停止し、歩行者に道を譲らなければならない**、ベルを鳴らして歩行者に道を空けさせるなどの行為は歩行者通行妨害(2万円以下の罰金または料料)にあたります。



### Study 1

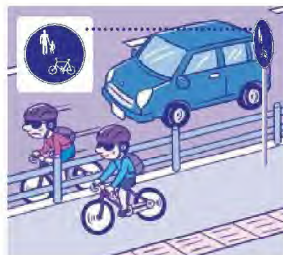
## 自転車の正しい通行方法について

●自転車の通行方法は道路交通法により、次のように定められています。

### 原則、車道の左端を通行

ただし、自転車が例外的に歩道を通りできる場合は、歩道の中央から車道寄りを徐行して通行できます。

「普通自動車歩道通行可」の標識がついている区間



13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者などが運転する場合



路上駐車や道路工事などで車道左側端の通行が著しく危険な場合



歩道は車道寄りゆっくり

### Check!

スクランブル交差点の通行方法は?

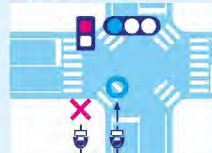
#### ●車道を通りしている場合

車両用信号機に従って通行しましょう。交差点を右折する場合には、二段階右折が必要です。

#### ●歩道を通りしている場合

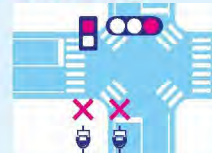
歩行者用信号機に従って通行しましょう。ただし、横断中の歩行者がいるなど、歩行者の通行を妨げる恐れがある場合は押して歩きましょう。

車両用信号 青  
歩行者信号 赤



歩道 ▶ 信号待ち  
車道 ▶ 進行OK

車両用信号 赤  
歩行者信号 赤



歩道 ▶ 信号待ち  
車道 ▶ 信号待ち

車両用信号 赤  
歩行者信号 青



歩道 ▶ 進行OK(押し歩き)  
車道 ▶ 信号待ち

# Q3.

正解 = d

2024年11月1日、広島県道路交通法細則の改正により、傘差し運転、携帯扇風機等の物を持ちながらの運転は、ハンドル等の正確な操作に支障があり安定を失うおそれがあることから禁止となりました。

## 解説

危険な違反行為は絶対にやめましょう。

自転車の運転者は、車のドライバーと同じく「車両の運転者」にあたります。したがって、自転車も道路交通法に定めている交通ルールを守る義務があり、違反をすれば罰則があります。イヤフォンで音楽を聴きながら、傘を差しながらの「ながら運転」は安全運転義務違反にあたり、5万円以下の罰金が科せられます。また、本通り・えびす通り・金座街の各アーケード街は10時から20時までの間、自転車での通行が禁止されており、これに違反すると通行禁止違反となり、懲役3か月以下または罰金5万円以下の罰則が科せられます。これらの危険な行為を繰り返した場合、「自転車運転者講習」の受講が命じられることになります。



# Q4.

正解 = a

## 解説

交差点でも歩行者優先で、信号・通行位置に注意しましょう。

自転車横断帯がある場合には、車道・歩道からの横断に関わらず、自転車横断帯を通行しなければなりません。また、自転車横断帯がない横断歩道で、横断中の歩者がいる場合は、自転車を押して歩きましょう。また、交差点での右折は二段階右折が基本です。交差点を直進し、信号が変わったら、再び直進します。



## Study 2

# 自転車の主な交通ルール違反と罰則

### ●次のような行為は道路交通法違反となり、それぞれ罰則があります。

- 車道の右側を通行 ..... 通行区分違反 (3か月以下の懲役または5万円以下の罰金)
- 一時停止場所で一時停止しない ..... 一時停止違反 (3か月以下の懲役または5万円以下の罰金)
- 信号を守らない ..... 信号無視 (3か月以下の懲役または5万円以下の罰金)
- 夜間にライトをつけずに走行 ..... 夜間の無灯火 (5万円以下の罰金)
- 携帯電話を使用しながらの運転 ..... 携帯電話使用等 (6か月以下の懲役または10万円以下の罰金)  
\*危険を生じさせた場合 (1年以下の懲役または30万円以下の罰金)
- 二人乗り ..... 二人乗りの禁止 (2万円以下の罰金または料料)
- 2台以上並んで走行 ..... 並進の禁止 (2万円以下の罰金または料料)
- 歩道で歩行者の通行を妨げる ..... 歩行者通行妨害 (2万円以下の罰金または料料)

### ●「自転車運転者講習制度」について

信号無視や一時不停止などの危険な違反行為をして3年以内に2回以上摘発された自転車運転者に、都道府県公安委員会から「自転車運転者講習」の受講が命じられます。受講命令に反して講習を受講しない場合は、5万円以下の罰金が科されることになっています。

#### 【危険行為】

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 遮断踏切立入り

- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止等
- 歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- 酒酔い運転
- 安全運転義務違反
- 妨害運転 など

\ 知っていますか? /

事故編

# 自転車事故のこと

Q5.

2024年に広島市で発生した中学生・高校生が関係した交通事故のうち自転車による交通事故はおよそ何%?

- a. 約30%
- b. 約50%
- c. 約70%
- d. 約90%



Q6.

2024年に広島市で発生した中学生・高校生が関係した自転車による交通事故のうち、自転車に交通違反がある事故はおよそ何%?

- a. 約10%
- b. 約30%
- c. 約50%
- d. 約70%

Q7.

中学生・高校生が関係した自転車による交通事故のうち、最も多いのはどのような事故?

- a. 追突
- b. 追い越しや追い抜き時の衝突
- c. 右左折時の衝突
- d. 交差点内での衝突

Q8.

自転車による加害事故の賠償事例として以下のケースがあるが、この時の賠償額は?

(例) 女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の女性と衝突し、相手には重大な障害が残った。

- a. 5万円
- b. 50万円
- c. 500万円
- d. 5,000万円

# Q5.

正解 = d 約90%

# Q6.

正解 = c 約50%

## 解説

中学生・高校生の交通事故の約90%が自転車による事故であり、その約50%は自転車側に交通違反があります。

広島市内では、2024年中に1,930件の交通事故が発生し、このうち自転車に関係したものは479件で、約25%を占めています。特に、中学生・高校生の交通事故では、自転車を運転中の事故が約90%と大半を占めています。また、中学生・高校生の自転車事故の約50%は安全不確認や交差点安全進行義務違反など、自転車側に何らかの交通違反がありました。交通ルールを知らない、守らないことが交通事故につながっているといえます。



# Q7.

正解 = d 交差点内での衝突

## 解説

中学生・高校生の自転車事故は、交差点内での衝突が多い。

中学生・高校生の自転車事故の約80%が交差点内で発生しています。交差点は、様々な方向から歩行者や車両が進行するため、発見が遅れやすく事故につながりやすいといわれています。



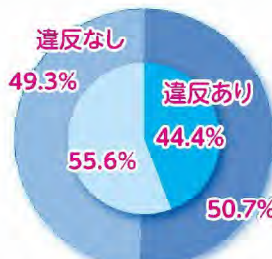
### Study 3

## 広島市における中学生・高校生の自転車事故の状況

●中学生・高校生の交通事故の多くが自転車による事故です。



中学生・高校生の交通事故に占める自転車事故の割合



中学生・高校生の自転車事故における自転車側の交通違反の有無



中学生・高校生の交差点内外の自転車事故の割合

### Check!

#### 自転車等放置規制区域

◎自転車は必ず駐輪場へ!

広島市では、迷惑な放置自転車等の防止のため条例を定め、特に人通りが多く、自転車等の放置も多い市中心部や主要駅(広島駅、新広島駅、横川駅、西広島駅、矢野駅及び五日市駅)周辺を、「放置規制区域」にしています。この区域にある放置自転車等は、置いている時間の長さや理由にかかわらず、即時撤去の対象になります。

自転車・原付  
放置規制区域  
No Parking!



放置規制区域内の駐輪は、即時撤去の対象になります。  
広島市



# Q8.

正解 = d

5,000万円

## 解説

加害者は、刑事上の責任だけでなく、民事上の責任を問われ、多額の賠償金を支払わなくてはならない場合があります。

自転車は車と同じ車両であるという意識をもち、安全運転を心がけることはもちろん、万一の事故に備えて、**自転車保険には必ず加入しましょう**。令和5年4月から、広島県条例<sup>※</sup>の施行により自転車保険へ加入しなければなりません。自転車保険の加入状況や補償内容について確認するようにしましょう。

※「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」



事故編

# Q

の答え

## 自転車の運転者には 重い責任があります。

年に1回の点検・整備は  
自転車に毎日安全に乗るための  
新・常識です！  
このTSマークを貼ってください。

### Study 4

## 自転車保険加入状況チェック

### ●自転車損害賠償保険等加入状況チェックシート

自動車の任意保険、火災保険、傷害保険、各種共済、PTA保険、  
団体保険、クレジットカードの保険等に入っていますか？

はい

特約等で自転車事故を補償の対象とした  
個人賠償責任保険が付いていますか？

はい

いいえ

いいえ

自転車向けの保険に入っていますか？  
※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」も該当します。

はい

いいえ

自転車損害賠償保険  
対応済みです！

自転車損害賠償保険等  
に加入しましょう！

保険は原則1年更新です。期限切れに注意しましょう!!

### Check!

セブティちゃん



自転車安全整備店看板



点検整備済  
賠償責任・傷害保険付  
(1年間有効)  
自転車安全整備店番号

\_\_\_\_\_

点検  
基準日 年 月 日

(公財)日本交通管理技術協会

### 自転車事故に備えるTSマーク付帯保険

夜間の無灯火や無謀な運転などによる自転車事故により多額の損害賠償を支払う事例が増えています。万が一に備えて、損害賠償責任保険などに加入しましょう。手軽に加入できる保険として、自転車の点検・整備とセットになった「TSマーク付帯保険」があります。自転車安全整備店で、点検・整備を受けると、TSマークが自転車に貼付され、賠償責任保険(最高額1億円)と傷害保険の2つがセットになった1年間の付帯保険がついてきます。

# 自転車安全利用五則を守りましょう。

みんなが安全・円滑に通行するために、ルールをしっかりと守りましょう。

①車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先

②交差点では信号と  
一時停止を守って、安全確認

③夜間はライトを点灯

④飲酒運転は禁止

⑤ヘルメットを着用

1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と  
一時停止を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



## 暴走族には、絶対に入らない!

暴走族は交通ルールを無視する運転をして、周囲に危険と迷惑を与えています。また危険な運転で、自分が命を落としてしまうこともあります。暴走族には絶対に入らないようにしましょう。少年サポートセンターひろしまでは、暴走族や非行少年グループ等への加入防止・離脱についての相談を行っています。

■電話による相談は…

**TEL.082-242-7867**

相談受付/月～金曜日 10:00～17:00  
(祝休日、8月6日、年末年始は除きます)  
広島市中区国泰寺町一丁目4番15号  
市役所北庁舎別館1階

## 自転車盗難が多発! 自転車には必ず防犯登録とツーロックを。

自転車の盗難が多発しています。県内では被害件数の約7割が無施錠であり、被害者の約3割は中学生・高校生です。犯人は盗むために時間がかかることを嫌います。ツーロック(2つ以上の鍵を掛けること)を心がけましょう。また、防犯登録をしておくと、発見の際、早く手元に戻ります。防犯登録を忘れずに行いましょう。

登録番号 / 広D6-2024-390

名称 / 広島自転車読本[Bicycling HIROSHIMA]中学生・高校生のための自転車ルールブック

編集・発行 / 広島市道路交通局自転車都市づくり推進課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL.082-504-2349(直通)

発行年月日 / 令和7年3月